

## 南日本の衣料について(第3報)

### — 芭蕉の朝衣(官服) —

小林孝子

#### A Study on Clothing in Southern Japan (Report 3)

#### Chogin (Official Uniform) made of Bashofu

Takako KOBAYASHI

### I. はしがき

奄美の芭蕉布の採集・紡織, および仕事着についてはすでに報告した<sup>1)2)</sup>が, 今回は芭蕉の朝衣について報告する。朝衣とは混効験集(1711)に「ちやうぎぬ 朝衣 三司官以下束帯之時着之四時用之」とあるように官服の意である。筒袖短衣の仕事着の形態は南島独自のものではなく, 葛布・藤布などと材料は異っても, 古来仕事着として日本各地に共通の形態であるが, 朝衣は琉球服制の導入と考えられる。理由は慶長十四年以降も薩藩は, 道之島(大隅国大島郡に編入された諸島)の島民に対して内地風の服装・名前等を禁じ, 島民が上国した場合にも和装を禁じて, 衣服・髻形は琉球風としていたからである。従って今回は琉球の文献を参照しつつ, 奄美の朝衣について検討を試みたいと思う。

### II. 文献にあらわれた朝衣

伊波普猷氏は「琉球国由来記は, 清の康熙五十二年(我が正徳三年)琉球王尚敬の命によって編纂されたもので, 琉球の延喜式とも云ふべきものである……」と述べ, 東恩納寛淳氏は「……中山世鑑は琉球最初の正史である……。世鑑が古事記に当り, 由来記・旧記が, 風土記に当る, ものとしたならば, 球陽は当さに書紀に当るものと見るべきであらう。」と述べているので, 17世紀半ばと18世紀につくられたこれら琉球の史書を参考とする。

#### 1. 中山世鑑卷二

洪武五年壬子, 中山王察度・山南王承察度・山北王帕尼芝, 皆遣使, 奉表箋, 貢方物。

其貢物ハ, 馬・刀・金銀酒海……生熟夏布・牛皮・降香……。此数十数種ナリ。是レ進貢ノ始也。

#### 2. 琉球国由来記卷三 衣服

尚豊王世代, 或人, 大綠色衣着。王看之, 其色光輝而花美也。故有詔, 定王子・按司朝服也。(練蕉布之単衣也) 四季用之也。大青朝衣, 親方以下朝衣也。玉色朝衣, 諸間切掟・目指, 家来赤頭・諸細工朝服。

## 3. 同 卷四 蕉布

当国蕉布，従上古有之哉，不可考。是，我国女功之貨物也。洪武五年壬子，中山王察度・山北王怕尼芝・山南王承察度，大明皇帝ニ貢方物。件ノ中，生熟夏布ト有り。疑クハ是蕉布也歟。(見中山世鑑)

## 4. 琉球国旧記卷之四 衣

天孫氏之世。取蕉麻類。成布造衣。……尚豊王世代……皆服月白朝服。四季皆用練蕉布之単衣也。

## 5. 球陽卷之六

尚質王，即位元年(1648)始メテ芭蕉当職ヲ置ク。モト芭蕉当ト称ス。後ニ奉行ト称ス。イマ仍ホ称シテ旧ノ如シ。

以上琉球では，朝衣に練蕉布が用いられたことがうかがわれる。

現代の記録では，八重山生活誌が，「チョーキン(朝衣)は官職にある上級士分の着る芭蕉布又は芋布の黒の長衣である。袖丈は七十六センチ程の広袖。身巾は一ぱい。衿幅十五センチ(表に折つて着ける)。大帯は幅二十七センチ内外，長さ四メートル程もあったようである。この朝衣と大帯は結婚式の礼装として明治の頃まで使用されたものである。……大筆者以上は黒朝衣，脇目差から目差は水色朝衣……」と記している。

奄美においては南島雑話<sup>3)</sup>が「朝衣といへる官朝あり。極上々の芭蕉素を以て，至て細密に績たるを，素の儘に数篇藍にて五日計り飽まで染て織調へ，類族集りて替る々々擣衣する事二三昼夜なり。成就になりたるは，其光沢恰も靱目が如し。是を広袖の大礼衣服に縫調へ，広帯をするなり。……此服は，郷土格，与人，間切横目の分，着するなり。……地合，絹芭蕉にて製す。……朝衣惣長，常服より二寸程長し。……」と伝えている。



図 1

